

令和6年能登半島地震災害義援金のご案内について

- ・2024(令和6)年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」により、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
- ・石川県、新潟県、富山県、福井県の4県を中心に家屋倒壊などの被害が発生し、人的被害、住家被害が生じ、災害救助法が適用されました。
- ・令和6年1月11日現在、以下の方法で災害義援金を受け付けています。

1 現金で寄付をご希望の方

緑区では緑区役所情報コーナー、徳重支所、緑区社会福祉協議会（所在地：緑区鳴子町1-7-1）の受付窓口に募金箱を設置しています。領収書をご希望の方は本会【緑区社会福祉協議会 TEL：052（891）7638】までお問い合わせください。

2 銀行で寄付をご希望の方

下記団体が災害義援金を受け付けていますので、振込の際は下記団体のホームページをご確認ください。

(1) 中央共同募金会

<https://www.akaihane.or.jp/saigai-news/gienkin/34975/>

北陸地方を中心に人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数の市町村に災害救助法が適用されました。中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施いたします。中央共同募金会が受入れた義援金は、各県の被災状況により按分し、その全額を被災県共同募金会の義援金受付口座に送金いたします。

※ 送金先被災地…石川県、富山県、新潟県(令和6年1月9日時点)

(2) 石川県共同募金会

<https://akaihane-ishikawa.or.jp/info/gienkin/>

10市7町(金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町)で災害救助法が適用されました。石川県共同募金会では、この災害により被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を行っています。お預かりした義援金は、関係団体等で構成される石川県災害義援金配分委員会により配分基準等を決定し、各市町を通じて被災者の皆様にお届けします。

(3) 富山県共同募金会

http://www.akaihane-toyama.or.jp/r060105saigaigienkin_notohanntoujisinn.html

富山県内でも震度5強を観測したこの地震により、県内9市3町1村において災害救助法が適用されました。この被害に伴い、富山県共同募金会では、この地震によって被災された方々を支援するため、義援金の受付を行うことになりました。お寄せいただく義援金については、富山県が設置する義援金配分委員会において配分が決定され、被災市町村を通じて被災者に配分されます。

(4) 新潟県共同募金会

<http://www.akaihane-niigata.or.jp/gienkin.html>

新潟県内でも震度6弱を観測したこの地震により県内14市町に災害救助法が適用されました。この地震によって被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。義援金については、新潟県災害対策本部へ送金し、新潟県が設置する義援金配分委員会を通じて被災者に配分されます。

(5) 災害ボランティア・NPO 活動サポート募金

https://www.akaihane.or.jp/saigai/2024noto_earthquake/

今後、被災地では、被災家屋の片づけや、修理、被災された方の心身のケアなど、多くのボランティア団体やNPOによる長期的な支援が必要となります。中央共同募金会では、被災された方を支えるため、災害ボランティア活動に対する支援を行うため、「ボラサポ・令和6年能登半島地震」を行っています。